

～堤防の刈草を使ってみませんか～
刈草の引取り希望者を募集します

下館河川事務所では、雑草の草丈を抑制し、堤防の危険箇所の点検や発見を容易にし、堤防の異常を早期に発見する等、安全を確保するため定期的に刈草作業を実施しており、刈草を希望者に**無償**で提供します。刈草は、下記の条件で提供を予定しています。

この刈草については、堆肥の製造や家畜の飼料、敷きわら等にリサイクル利用したいという希望があるため、これに应运え、平成17年度より一般に無償提供することにしました。

引取りにおける条件と注意事項を下記に示しますので、ご利用を希望される方は、申込書にご記入の上、郵送・電話・FAX等で申し込み下さい。提供決定の際には、引取り開始前に確認書を提出して頂きます。

【引取りの条件】

- ・刈草作業は当方が行いますが、集草作業から対応できる方に優先提供します。
- ・刈草を自ら利用される方に限ります（営利目的の方への提供はできません）。

【引取りにおける注意事項】

- ・刈草の集草、積込、運搬時に、堤防や樋管等の施設に損傷を与えないようお願いします。
万が一、損傷を与えた場合は、原因者の負担において河川管理者の指示のもとに、原形に復旧していただきます。
- ・機械使用を伴う作業の際、一般の方に迷惑がかからないよう、飛び石等の安全対策には十分配慮してください。
万が一、けが等を負わせた場合は、原因者の責任において対応していただきます。
- ・刈草実施前には、大きな異物を除去しておりますが、取り切れないゴミが若干混入している場合があります。
- ・河川堤防には、いろいろな種類の草が混在しております。農業・畜産農家・酪農家・その他希望される方で、用途に適合しているか判断願います。
万が一、提供した刈草により農作物及び家畜等に事故等が発生しても、河川管理者は一切の責任を負いません。
- ・刈草の提供をうける方は、持って行かれた刈草の全量について責任をもって使用してください（投棄等しないでください）。
- ・刈草の発生時期は各々若干異なることがありますので、応募の際、ご確認ください。引取り時期等の確認もさせていただきます。

応募締め切り：平成23年4月15日（金）まで

ただし、締め切り日時時点で引取り希望量が提供見込み量に達しなかった場合には、引き続き受け付けます。

○申し込み・問い合わせ先

〒308-0841 茨城県筑西市二木成1753

下館河川事務所 管理課（担当：枝川、石井）

【電話】0296-25-2169 【FAX】0296-25-2170

刈草無償提供申込書

下館河川事務所
管理課維持係 あて

申請者	住所	
	氏名	
	連絡先	

1. 利用目的(○で囲んでください。)

- ①酪農利用 ②堆肥化利用 ③その他()

2. 希望数量

例) 2tトラック10台分、重量10t分 等

3. 受取希望場所(複数回答可)

※HPの「鬼怒川・小貝川 刈草無償提供範囲」を参照してください。

- | | |
|-----------|----------|
| ①氏家出張所管内 | ②石井出張所管内 |
| ③伊讚出張所管内 | ④鎌庭出張所管内 |
| ⑤真岡出張所管内 | ⑥黒子出張所管内 |
| ⑦水海道出張所管内 | ⑧藤代出張所管内 |

4. 受取希望時期

- ①1回目 ②2回目 ③両方

5. 対応できる作業内容

- ①集草・積込・運搬 ②積込・運搬
③積込・運搬できない(受入のみ)

※③の場合、受入先住所:

6. 集草方法(5. で①と回答された方のみ)

- ①人力 ②集草機械 ③その他()

7. 搬出手段

- ①軽トラック ②2tトラック ③その他()

※複数の搬出方法をする場合、搬出計画書を提出してください。

平成23年 月 日

刈草提供にあたっての確認書

国土交通省 関東地方整備局
下館河川事務所長 殿

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

刈草の無償提供を受けるに当たり、下記の通り約束します。

1. 刈草の集草、積込、運搬時に、堤防や樋管等の施設に損傷を与えないよう、十分配慮します。万が一、損傷を与えた場合は、当方の負担において河川管理者の指示のもとに、原形に復旧します。
2. 機械使用を伴う作業の際、一般の方に迷惑がかからないよう、飛び石等の安全対策には十分配慮します。万が一けが等を負わせた場合は、当方の責任において対応します。
3. 刈草や異物等の混入により、農作物及び家畜等に事故が発生した場合でも、異議申し立ては致しません。
4. 当方が希望した数量（〇〇出張所管内で発生する刈草のうち、× t 〇〇車 〇台分）については、責任を持って全量引き取ります。
また、提供された刈草全量について、不法投棄等せずに責任を持って使用します。
5. 河川管理者等の都合により運搬出来なくなった場合でも、異議申し立て致しません。

6. 河川管理者及び維持管理工事業者の都合により、腐敗及び水没等の水濡れ等が認められた場合に限り、下館河川事務所と協議の上、搬出を実施しない場合があります。
7. 出水期間中（6月～10月）においては、河川管理上に支障のないよう、搬出を遅延無く実施します。
8. 運搬にあたっては、関係法令を厳守します。
9. 日々の作業前後には、担当出張所に連絡します。

運搬時の緊急連絡先

氏名：
自宅TEL：
携帯TEL：

運搬予定者

氏名：
自宅TEL：
携帯TEL：